

**（事業の目的）**

**第1条** 社会医療法人輝城会が開設する「訪問看護ステーションまつかぜ」（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業（以下「指定訪問看護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、指定訪問看護等の必要性を主治医に認められた者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

**（運営の方針）**

- 第2条** ステーションの看護師等は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

**（事業所の名称等）**

**第3条** 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護ステーションまつかぜ
- 二 所在地 群馬県沼田市栄町8番地

**（職員の職種、員数及び職務内容）**

**第4条** ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師 1名  
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たるものとする。
- 二 看護師等 常勤換算2.5名以上  
理学療法士等 1名以上  
看護師等は、指定訪問看護等の提供に当たるものとし、准看護師を除き、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成するものとする。
- 三 事務職員 1名（非常勤）  
事務職員は、必要な事務を行う。

**（営業日及び営業時間）**

**第5条** ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活上の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の相談及び指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の基本利用料として、健康保険法及び老人保健法各法の規定に基づく額の支払いを利用者から受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の額の支払いを受けるものとする。

一 交通費（1回あたり）

ア ステーションから片道5km未満 250円

イ ステーションから片道5km以上 1キロメートルごとに50円

二 訪問看護提供時間内超過料金（1回あたり、営業時間内で90分を超える場合）  
30分毎に 2,750円

三 訪問看護提供時間外超過料金（1回あたり、営業時間以外で90分を超える場合）

ア 平日の午後5時30分～午後10時、及び午前6時～午前8時30分の間  
30分毎に 2,970円

イ 休日の午前6時～午後10時の間  
30分毎に 3,410円

ウ 平日及び休日の午後10時～午前6時の間  
30分毎に 4,180円

※平日（月曜日～金曜日）、休日（土曜日、日曜日）とする。

四 年末年始利用料（12月30日から1月3日の間に訪問依頼があった場合）  
1回に 1,650円

五 保険適用外料 30分毎に 4,480円

六 死後の処置料 11,000円

七 キャンセル料（利用者の都合により指定訪問看護等を提供できなかった場合に係る費用）は、当日の利用料の自己負担相当額とする。ただし、利用者の体調不良等、正当な理由がある場合はこの限りではない。

八 その他日常生活においても通常必要となるもの（おむつ等）に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに対する同意を得るものとする。

- 4 第2項に規定する利用料は、管理者が特に必要と認める場合において、減額し、又は免除できるものとする。

**（通常の事業の実施地域）**

**第8条** 通常の事業の実施地域は、沼田市、昭和村、川場村、片品村、みなかみ町、高山村、渋川市（旧子持村及び旧赤城村）の区域とする。

**（緊急時等における対応方法）**

**第9条** 看護師等は、指定訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

**（事故発生時の対応）**

**第10条** 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。  
3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

**（苦情処理等）**

**第11条** ステーションは、提供した指定訪問看護等に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 ステーションは、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

**（虐待防止に関する事項）**

**第12条** ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

四 前三号に掲げる措置を適切に実地するための担当者(管理者：七五三木裕子)を配置

- 2 ステーションは、指定訪問看護等の提供中に、看護師等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

**（身体拘束等の原則禁止）**

**第13条** ステーションは、指定訪問看護等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際

の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

#### （個人情報保護）

- 第 14 条** 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

#### （業務継続計画の策定等）

- 第 15 条** ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### （その他運営についての留意事項）

- 第 16 条** ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- |         |            |
|---------|------------|
| 一 採用時研修 | 採用後 3 ヶ月以内 |
| 二 継続研修  | 年 2 回      |
- 2 ステーションは、指定訪問看護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 3 ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人輝城会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成のあたっては看護職員と理学療法士等が連携し作成する。訪問看護の利用開始時および利用者の状態の変化などに合わせ定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行うものとする。
- 6 1 人の利用者に対して複数の訪問看護ステーションや医療機関において指定訪問看護等及び管理を行う場合は訪問看護ステーション間及び訪問看護ステーション・保険医療機関間において十分に連携を図るものとする。

## 附 則

この規程は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 20 年 7 月 8 日から施行する。  
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 21 年 7 月 23 日から施行する。  
この規程は、平成 21 年 10 月 20 日から施行する。  
この規程は、平成 22 年 1 月 4 日から施行する。  
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 22 年 10 月 21 日から施行する。  
この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 23 年 9 月 5 日から施行する。  
この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 26 年 5 月 12 日から施行する。  
この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 27 年 4 月 20 日から施行する。  
この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 11 月 15 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 1 年 5 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 1 年 12 月 13 日から施行する。  
この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。